

湯布院温泉郷（由布院温泉、湯平温泉、塚原温泉、庄内温泉、挾間温泉） 国民保養温泉地計画の概要

令和元年9月6日
大分県由布市

■国民保養温泉地について

- ・国民保養温泉地とは、温泉法第29条に基づき温泉の公共的利用増進のため、国民の保養休養に重要な役割を果たす温泉地を環境大臣が指定しており、令和元年5月時点で全国79ヵ所が指定されています。
- ・平成24年にその指定基準が改訂され、単に温泉そのものの評価だけでなく、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化など将来的な地域づくりにつながる観点からも保養地として適正かどうか求められています。
- ・そこで由布市では、平成29年度から見直しと改定作業を行い、平成31年2月に新たな計画（案）を県を通じて環境省に提出した結果、このたび、拡充指定（再指定）を受ける運びとなりました。

■今回の指定について

- ・昭和34年5月5日に指定されている湯布院温泉（由布院温泉、湯平温泉）から、湯布院温泉郷（由布院温泉、湯平温泉、塚原温泉、庄内温泉、挾間温泉）として、市内の大部分が計画対象地域となります。
- ・基本理念を「滞在型・循環型保養温泉地の実現」として、住んで良し、訪れて良しのまちづくりを目指します。
- ・基本理念達成のため、「観光基盤の整備」をはじめ、「情報発信」や「人材育成」などを通じて温泉資源の保全に取り組み、多くの観光客や地域住民が温泉の恵みを享受し、質の高い保養温泉地を目指します。
- ・それぞれ異なった魅力を持つ5つの温泉が連携することで、健康づくりとともに由布市の自然、景観、歴史、風土、交流を楽しむコンテンツを充実させ、温泉地間の周遊と宿泊及び滞在を目指します。

■今後の予定

- ・令和元年 9月 6日（金） 環境省及び大分県による報道発表（本日）
- ・令和元年10月 4日（金） 第4回全国温泉地サミットにて指定式

